

権利関係A3

代理

確認テスト ○×問題

- 1 Aの代理人Bは、CとA所有の甲地の売買契約を締結した。BがAの代理人であることをCに告げていなくても、Cがその旨を知っていれば、当該売買契約によりCは甲地を取得することができる。
- 2 制限行為能力者であっても代理人になることができるが、代理人が後見開始の審判を受けたときは、代理権が消滅する。
- 3 未成年者が代理人となって締結した契約の効果は、当該行為を行うにつき当該未成年者の法定代理人による同意がなければ、有効に本人に帰属しない。
- 4 任意代理人は、やむを得ない事由があるときは、本人の許諾を得なくとも、復代理人を選任することができる。
- 5 Bが売主Aの代理人であると同時に買主Cの代理人として売買契約を締結した場合、あらかじめ、A及びCの許諾を受けていたとしても、この売買契約は無権代理行為となる。
- 6 代理権を有しない者がした契約を本人が追認する場合、その契約の効力は、別段の意思表示がない限り、追認をした時から遡及して生ずる。
- 7 無権代理行為の相手方は、否かを確かすべき旨を催告しない場合には、本人は追認

【確認テスト】

講義ごとに重要項目を○×形式のテストで確認

- 8 代理権を有しないAがした契約につき、本人であるBが追認をしない間は、その相手方Cは、Aに代理権がないことについて善意無過失である場合に限って、当該契約を取り消すことができる。
- 9 Aは、Bの代理人と称する無権代理人Cと契約を締結したが、Aは、Cに代理権がないことにつき善意無過失であれば、自己に代理権がないことを知らないCに対して履行又は損害賠償の請求をすることができる。
- 10 Aが従前Bに与えていたA所有の甲地に係る売買契約の代理権が消滅した後、Bが、Aの代理人として甲地をCに売却した場合、Cが代理権の消滅について善意無過失であれば、当該売買契約によりCは甲地を取得することができる。

1	2	3	4	5

【問 5】 AがBから代理権を与えられて、土地の売買契約を締結し、又は締結しようとする場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aは、B所有の土地についてCと売買契約を締結しようとする場合、Bの許諾があればB及びC双方の代理人となることができる。
- 2 Aは、Bの許諾がなくともB所有の土地につきBを代理してAを買主とする売買契約を締結することができる。
- 3 Aが、CにだまされてCと土地の売買契約を締結した場合、Bは、当該契約を取り消すことができる。
- 4 BからCの土地を購入することを委託されたAが、Cにだまされて当該土地の売買契約を締結した場合、Bは、詐欺の事実を知っていたとしても、当該契約を取り消すことができる。

【問 6】 A所有の不動産につき、Bが、Aに無断で、Aの委任状を作成し、Aの代理人と称して当該不動産をCに売却する契約を締結した。この場合、民法の規定によれば、次の記述のうち正しいものはどれか。なお、CはBに代理権がないことを知っていたものとする。

- 1 Bの行為は、無権代理行為であり、当該契約は、原則としてAに対してはその効力を生じないが、AがBの行為を追認したときは、その追認の時に新たに有効な契約がAC間で締結されたものとみなされる。
- 2 Cは、Aに対し、相当の期間を定めて、その期間内にBの行為を追認するか否かを確かするように催告することができ、その期間内にAが確答しなかったときは、Aは、Bの行為の追認を拒絶したものとみなされる。
- 3 AがBの行為を追認しないときは、Cは、Bに対し、契約の履行又は損害賠償を請求することができる。
- 4 AがBの行為を追認するまでの間は、Cは、当該契約を取り消すことができる。

【コレだけ演習総まとめ講座】
本試験形式の4肢択一形式で改めて確認